

古里地区「まもり隊」活動要領

1、目的

古里地域内に在住する、小学生及び中学生の登下校時等の安全を確保するとともに、子供の健全な育成を図ることを目的とする。

2、活動内容

- (1) 小学生及び中学生の登下校時において、隊員が所定時刻に、所定の場所で街頭警戒活動を行う。
- (2) 児童等に対する性的犯罪の防止に向けた監視活動を行う。
- (3) 不審者・不審車両の早期発見とその対策を行う。
- (4) 交通事故の防止に努める。
- (5) 児童等に対し、あいさつ言葉など、声かけを励行し、健全な育成を促進する。
- (6) 毎月、1日及び15日を活動強化日と定め、地区内のパトロールを行う。
- (7) その他、目的達成のために必要な事項。

3、街頭警戒活動実施計画の策定

- (1) 目別・時間別・場所別の所要人数の把握
- (2) 警戒活動実施可能者の把握・・・支援団体との連携による
- (3) 目別・時間別・場所別の要員スケジュール化
- (4) 活動不能者出現時の対応策
- (5) 活動の実施状況記録作成・・・隊長が後日、常任委員会にて報告材料となる。
- (6) その他、必要事項

4、街頭警戒活動

(1) 時間帯

登校時(小・中学) 午前7時30分～8時10分

下校時(小学校) 午後3時00分～午後4時30分

(中学校) 午後4時00分～午後6時00分

(2) 待機場所・・・別添 区内地図のとおり

小長沢公民館付近

下邑口付近

羽根、新町線 サントク付近

羽根 新町線交差点付近

ニュー長沢 ひまわり台「フィオゾーレ」・「フレック」交差点付近

長沢5号線、国道472号線交差点「光円寺」付近

ふるさと農道長沢地内「滝の湯」付近

古里地区「まもり隊」会則

【名称】

第1条 この会は、古里地区まもり隊（仮名称）という。

【事務所の所在地】

第2条 この会の事務所は、窟山市婦中町羽根6番地「古里地区センター」内に置く。

【目的】

第3条 この会は、古里地域内に在住する、小学生及び中学生の登下校時等の安全を確保すると共に、子供の健全な育成を図ることを目的とする。

【事業】

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 登下校時における犯罪・交通事故防止等の安全を確保するために、街頭において警戒活動及び防犯パトロールを行う、
- (2) 活動強化日における警戒パトロール等を行う。
- (3) 地域内の児童等の健全な育成を図るため、積極的な声かけ運動を促進する。
- (4) 活動が、継続的・効果的に推進するための会議・会合の開催。
- (5) その他、目的達成のために必要な事項。

【組織】

第5条 この会は、古里地区内の住民及び児童・学校関係者並びに事業を支援する各種団体をもって組織する。

2、前項の各種団体とは、別表に掲載する団体とする。

【役員】

第6条 この会に、次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名、
隊 長	1名
委 員	若干名
顧 問	若干名
庶務・会計	1名

【役員の選任】

第7条 この会の会長は、古里自治振興会長とする。

- 2、副会長は、古里小学校及び城山中学校のPTA会長とする。但し、城山中学校PTA会長が他校下より選出の場合は、当校下選任の副会長を充てる。
- 3、隊長は、常任委員会で選出し、会長が委嘱する。
- 4、委員は、地域住民及び児童・学校関係者並びに事業を支援する各種団体の長から選任する。
- 5、委員は、常任委員及び一般の委員からなる。
- 6、庶務・会計係は、会長において任命・決定する。
- 7、この会に、顧問を置くことができる。

【役員の業務】

第8条 会長は、この会を代表し会務を総括する。

- 2、副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3、常任委員は、この会の業務運営の決定を行う。
- 4、隊長は、登下校時の街頭警戒及び警戒パトロール等の実施要綱に基づき、実際の活動を指揮する。
- 5、一般の委員は、総会開催時に出席し、意見を述べることができる。
- 6、顧問は、この会の運営のアドバイザーとして必要ある時は意見を述べることもある。

【会議・会合】

第9条 この会の会議は、常任委員会及び総会とし、会長が招集する。

- 2、常任委員会は必要に応じて開き、会長が議長となり、重要事項を審議する。
- 3、常任委員会の開催において、必要あるときは、顧問の出席を要請し、意見を求めることができる。
- 4、総会は、全委員をもって構成し、毎年1回開催するほか、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を開き、議事案件等について審議する。
- 5、総会における会議の議長は、常任委員より互選し、議事案件等について審議する。
- 6、総会においては、次の事項について審議し、議決しなければならない。
 - (1) 事業計画および予算の決定
 - (2) 事業報告および決算の承認
 - (3) 規約の改廃
 - (4) その他、この会の業務運行に関する重要事項。
- 7、常任委員会及び総会のほか、隊長が必要に応じ、活動推進上の会合または打合せ会を開催することができる。

【役員任期】

第10条 役員任期は、職務上の役職の在任期間とする。

【経費】

第11条 この会を運営するための経費は、補助金・助成金・寄付金をもって充てる。

【会計年度】

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

【細則】

第13条 この会則に定めるもののほか、会務の執行に必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

【附則】会則は、平17年12月17日より施行する。

第5条の2 別表

常 任 委 員 会	会 長	古里自治振興会長	委員	古里防犯組合長
	副 会 長	古里小学校PTA会長	〃	消防団古里分団長
	副 会 長	城山中学校PTA会長	〃	交通安全古里支部長
	常任委員	集落総代・自治会長	〃	体育協会古里支部長
	〃	古里公民館長	〃	スポーツ少年団団長
	〃	「まもり隊」隊長	〃	古里児童クラブ会長
	〃	古里地区民生委員代表	〃	古里老人クラブ会長員
	〃	古里地区センター所長	〃	学童保育父母の会長
	〃	古里小学校教頭	〃	古里保育所保護者会会長
	〃	古里小学校生徒指導主事	〃	古里郵便局長
顧 問		古里公民館主事	〃	青少年育成推進委員
		古里小学校長	〃	保護司
		城山中学校長	〃	県警委嘱補導員
		富山市議会議員	〃	賛同会員（サポータ）
	八尾警察署古里駐在所			

広島県及び栃木県における女子殺傷事件について（アピール）

この度、連続して発生した広島県及び栃木県の女子殺傷事件は、社会に大きな衝撃と深い悲しみをもたらしております。特に通学途上で発生した事件だけに、私たちPTAは、わが子が当事者になることの危惧を感じざるを得ません。再三繰り返されるこの種の事件に怒りを覚えながら、学校や通学時の安全は、学校、保護者及び地域社会に責任があるとの自覚に立ち、不断なくお互いが連携して防犯対策に努めることが肝要であります。今回の事件に鑑み、緊急に防犯対策の検証と改善策を講じる必要があります。

よって、下記の通りここに提言します。

記

- 学校周辺や通学途上の見回りを行うなどの地域及び保護者の協力体制は整備されているか。（例えば、地域及び保護者の協力によるボランティア活動やスクールバスの活用）
- 保護者と学校が日常的に十分に連携を深め、問題発生時には、双方が即応できるマニュアルが整備されているか。
- 学校、保護者及び地域の代表者と関係諸団体は、常に学校、地域の情報が共有できるように情報交換の場が設置されているか。

平成17年12月6日

社団法人日本PTA全国協議会

会長 赤田英博